

農村整備事業実施要領

制定 令和３年４月１日付け２農振第 2737 号
最終改正 令和８年４月７日付け７農振第 2913 号
農 林 水 産 省 農 村 振 興 局 長

第 1 趣旨

農村整備事業（以下「本事業」という。）の実施については、農村整備事業実施要綱（令和３年４月１日付け２農振第 2736 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業の内容

要綱第 2 の 1 から 6 までに掲げる事業に係る運用は、次に掲げるところによるものとする。

- | | |
|-----------------|------|
| 1 農業集落排水施設整備事業 | 別紙 1 |
| 2 農道・集落道整備事業 | 別紙 2 |
| 3 営農飲雑用水施設整備事業 | 別紙 3 |
| 4 地域資源利活用施設整備事業 | 別紙 4 |
| 5 集落防災安全施設整備事業 | 別紙 5 |
| 6 計画策定等事業 | 別紙 6 |

第 3 農村インフラ整備計画の作成

要綱第 5 の農村インフラ整備計画は、次に掲げるいずれかの区分に応じ、別記様式第 1 号により作成するものとする。

- 1 強靱化型（別紙 1 第 2 の 1（１）、別紙 2 第 2 の 1、別紙 3 第 2 の 1（１）、別紙 4 第 2 の 1 及び 2 並びに別紙 5 第 2 の 1 に掲げる事業内容をいう。以下同じ。）
- 2 高度化型（別紙 1 第 2 の 1（２）、別紙 2 第 2 の 2 及び別紙 3 第 2 の 1（２）に掲げる事業内容をいう。以下同じ。）
- 3 調査計画策定（別紙 1 第 2 の 1（３）、別紙 2 第 2 の 3、別紙 3 第 2 の 1（３）、別紙 4 第 2 の 3、別紙 5 第 2 の 2 及び別紙 6 第 1 に掲げる事業内容をいう。以下同じ。）

第 4 採択要件

要綱第 6 に掲げる事業の採択要件については、それぞれの別紙に定めるところによる。

第5 事業の申請等

- 1 要綱第7の1の農村振興局長が別に定める場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合

翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第7の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、1の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

- (2) 災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとする場合

都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

- 2 要綱第7の1の事業採択申請書等は次に定めるところによる。

- (1) 共通事項

ア 事業採択申請書は別記様式第2号、要綱第7の2の事業採択通知書は別記様式第3号により作成するものとする。

イ 調査計画策定（別紙6第1に掲げる事業内容を除く。）を行う場合には、(2)から(6)までの定めにかかわらず、別記様式第4号の調査計画事業計画を作成するものとする。

ウ (2)から(7)までに掲げる計画等の作成に当たっては、あらかじめ費用負担予定者及び施設の予定管理者の同意を得るものとし、経済性、地域特性及び事業の効果等の観点から総合的に検討を行い、必要がある場合には、事業の実施に関する施設の管理者及び関係都道府県の担当部局と協議調整を図るよう努めるものとする。

- (2) 農業集落排水施設整備事業

別紙1第6に定める農業集落排水事業計画（別紙1第6の4(3)の規定に基づき連携計画が策定された場合には、事業計画の概要表及び連携計画）及び資源循環促進計画の概要表

- (3) 農道・集落道整備事業

別紙2第5に定める計画概要表及び強靱化対策基本方針又は高度化整備基本方針

- (4) 営農飲雑用水施設整備事業

別紙3第5に定める営農飲雑用水施設整備事業計画

- (5) 地域資源利活用施設整備事業

- 別紙 4 第 5 に定める地域資源利活用施設「発電施設」整備事業計画
(6) 集落防災安全施設整備事業

別紙 5 第 5 に定める集落防災安全施設整備事業計画

- (7) 計画策定等事業

- ア 別紙 6 第 1 の 1 の施設計画策定事業を実施する場合にあっては、別紙 6 第 4 に定める施設計画策定事業計画
イ 別紙 6 第 1 の 3 の農業集落排水汚泥農地還元推進事業を実施する場合にあっては、別紙 6 第 5 に定める農地還元推進事業計画

第 6 事業の審査

要綱第 7 の 2 の審査については、次に掲げる条件に照らして行うものとする。

- 1 事業の実施が技術的に可能であること。
- 2 要綱第 2 の 1 から 5 までに掲げる事業（強靱化型のうち、別紙 2 第 2 の 1 の保全対策に係るもの及び調査計画策定を除く。）にあっては、事業の効果が費用を償うものであること。
- 3 各種権利関係が調整される見通しがあること。
- 4 関連する土地改良事業及び他種事業との関係が円滑に調整されていること。
- 5 工事に係る工事費が経済的となるよう考慮されていること。
- 6 地域の環境との調和に配慮されていること。

第 7 計画の変更等

- 1 都道府県知事は、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとする。なお、都道府県以外が実施する事業については、都道府県知事の承認を受けるものとする。

- (1) 農道・集落道整備事業

ア 当該事業の施行に係る受益面積の 10 パーセント以上の変更（ただし、受益面積の増又は減が 10 ヘクタールに満たない場合は、この限りではない。）

イ 主要工事計画については、土地改良法施行規則第 38 条の 2 等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件（平成 18 年 9 月 25 日農林水産省告示第 1272 号。以下この別紙において「告示」という。）第 1 号の（3）のイの（ア）及び（イ）に掲げる変更

ウ 事業費であって告示第 2 号に規定されているものについての変更

- (2) 計画策定等事業

物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の 30 パーセント以上の増

減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

（３）その他要綱第２に掲げる事業（（１）及び（２）に掲げるものを除く。）

ア 事業実施主体の変更

イ 事業計画区域の著しい変更

ウ その他主要事項の変更

２ 都道府県知事は、１の変更を行ったとき又は都道府県以外が実施する事業の計画の変更を承認したときは、変更計画報告書及び変更した計画を地方農政局長等に提出するものとする。

３ ２の変更計画報告書は、別記様式第５号により作成するものとする。

第８ 事業の達成状況報告等

１ 都道府県知事は、別紙１第４の４（２）において目標及び目標年度を定めた場合には、事業計画概要表に記載する目標年度の次年度の６月末日までに、別記様式第６号により、地方農政局長等に目標の達成状況について報告するものとする。なお、都道府県以外が事業実施主体となって事業を実施する場合には、当該事業実施主体は、目標の達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これに基づき地方農政局長等に報告するものとする。また、目標年度以前に目標を達成した場合には、目標年度を待たずに達成状況を報告できるものとする。

２ 都道府県知事は、１の報告において目標が達成できない場合には、別記様式第７号により、改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その目標達成状況を取りまとめ、次年度の６月末日までに、別記様式第６号により、地方農政局長等に報告するものとする。なお、都道府県以外が事業実施主体となって事業を実施する場合には、当該事業実施主体は、改善計画等を都道府県知事に提出するものとし、都道府県知事は、これに基づき地方農政局長等に報告するものとする。

３ 都道府県知事は、計画策定等事業においては、完了年度の次年度の６月末日までに、別記様式第８号により、地方農政局長等に事業の達成状況について報告するものとする。なお、都道府県以外が事業実施主体となって事業を実施する場合には、当該事業実施主体は、事業の達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これに基づき地方農政局長等に報告するものとする。

４ 地方農政局長等は必要に応じ、施設の点検診断結果又は点検診断結果に基づく対策の実施実績等について、都道府県知事に報告又は資料の提出を求め

ることができるものとする。

第9 助成

- 1 要綱第8の対象となる経費とは、別記に掲げる費用とする。
- 2 第2の1及び3から5までに掲げる事業（調査計画策定を除く。）の実施に関し、必要な資金については、次に掲げるところにより、日本政策金融公庫資金又は農業近代化資金の融通を受けることができるものとする。
 - (1) 日本政策金融公庫資金の貸付条件は農林漁業金融公庫の業務方法書の定めるところによるものとする。
 - (2) 農業近代化資金の貸付条件は農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）及び農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）に定めるところによるものとする。

第10 その他

- 1 都道府県知事は、都道府県以外が事業実施主体である場合には、事業実施主体に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整、技術的な助言・指導等を行うものとする。
- 2 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 3 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第5条及び第7条に規定する事業計画の概要及び土地改良事業計画の様式は、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について」（昭和42年11月6日付け42農地C第375号農林省農地局長通知）によるものとする。

第11 経過措置

- 1 令和3年度において本事業を実施しようとする場合（2又は3に掲げるものを除く。）における要綱第7の1の事業採択申請書等の提出期限は、第5の規定にかかわらず、令和3年10月末日までとする。
- 2 令和3年度に本事業へ移行する地区の取扱いは以下のとおりとする。なお、要綱第7の1の事業採択申請書等は第5の規定にかかわらず、令和3年10月末日までに提出するものとし、事業採択申請書及び農村インフラ整備計画の提出をもって、本実施要領に基づき事業実施に必要な書類の提出が既になされたものとみなす。
 - (1) 農山漁村地域整備交付金実施要綱の一部改正について（平成30年3月30日付け29農振第2960号農林水産事務次官依命通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453

号農林水産事務次官依命通知)第2の1の(2)の①のアのうち(ア)農地整備事業、(イ)農業集落排水事業又は(ロ)農道整備事業に基づき事業を実施してきた地区であって、本事業へ移行する地区については、この要領の規定を適用するものとする。

- (2) 次に掲げる通知による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知。以下「交付金実施要領」という。)別紙1-1(農地整備に係る運用)並びに別紙4-1(農村整備に係る運用)運用2(農業集落排水事業)及び運用4(農道整備事業)(沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知)において準用する場合を含む。以下同じ。)に基づき事業を実施している地区であって、本事業へ移行する地区については、この要領の規定を適用するものとする。

ア 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について(平成29年3月31日付け28生畜第1555号農林水産省生産局長、28農振第2170号農林水産省農村振興局長、28林整計第405号林野庁長官、28水港第3274号水産庁長官通知)

イ 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について(平成30年3月30日付け29生畜第1501号農林水産省生産局長、29農振第2962号農林水産省農村振興局長、29林整計第579号林野庁長官、29水港第3354号水産庁長官通知)

ウ 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について(平成31年3月29日付け30生畜第1834号農林水産省生産局長、30農振第4033号農林水産省農村振興局長、30林整計第1112号林野庁長官、30水港第3195号水産庁長官通知)

エ 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について(令和2年3月31日付け元生畜第2116号農林水産省生産局長、元農振第2687号農林水産省農村振興局長、元林整計第886号林野庁長官、元水港第2448号水産庁長官通知)

- 3 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について(令和3年4月1日付け2生畜第2398号農林水産省生産局長、2農振第2741号農林水産省農村振興局長、2林整計第855号林野庁長官、2水港第2562号水産庁長官通知)による改正後の交付金実施要領別紙1-1(農地整備に係る運用)並びに別

紙 4－1（農村整備に係る運用）運用 2（農業集落排水事業）及び運用 4（農道整備事業）に基づき令和 3 年度から事業を実施する地区であって、令和 3 年度中に本事業へ移行する地区については、農村インフラ整備計画の作成をもって、この要領に基づき事業実施に必要な書類の提出がなされたものとみなし、令和 3 年 10 月末日までに事業採択申請書等を提出するものとする。

- 4 令和 5 年度において、農村整備事業実施要領の一部改正について（令和 5 年 4 月 1 日付け 4 農振第 3449 号農林水産省農村振興局長通知）による改正後の本実施要領別紙 6 第 1 の 3 に掲げる事業（第 5 の 1 に該当する場合を除く。）の採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、要綱第 7 の 1 の規定にかかわらず、令和 5 年 10 月末日までとする。

附 則

この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別紙 2 の第 6 の改正規定は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。

別記

1 工事費

(1) 純工事費（請負工事にあつては、工事費とする。）

(2) 測量設計費

(3) 用地費及び補償費

(4) 船舶機械器具費

(5) 全体実施設計費

2 計画策定等事業費（計画策定等事業に限り、（6）から（11）までについては農業集落排水汚泥農地還元推進事業に限る。）

(1) 調査旅費

(2) 諸謝金

(3) 補償費

(4) 請負費

(5) 委託費

(6) 賃金

(7) 共済費

(8) 需用費

(9) 役務費

(10) 賃借料

(11) 備品購入費

別記様式第1号（第3関係）

地域 農村インフラ整備計画

【所在地： 】

年 月作成

1. 地域の概要

- ・当該地域における農業、人口、農村インフラ施設（本事業の対象施設）等の概況を記載。
※地域は人口動向が経年的に把握できる範囲を考慮して設定。
※施設の概況は、施設の種類・状況・管理主体・個別施設計画の策定状況等を記載。

2. 地域の課題及び対応方針

- ・上記 1 を踏まえた地域の課題及び対応方針を記載。

※対応方針は、農村の持続性の向上を図る観点から、施設の再編・集約を含む農村インフラ施設の最適化に即したものと

とする。

3. 農村インフラの整備方針（次のいずれかに該当する整備方針を記載）

① 強靱化対策

施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化等の整備方針を記載（根拠計画を添付）

② 高度化対策

施設の維持管理の効率化、農業生産性の向上等の整備方針を記載（根拠計画を添付）

③ 調査計画策定

整備に向けて必要となる計画策定等の方針を記載

4. 実施区域の位置図（別紙でも可）

※農村の持続性の向上を図る観点から、実施区域内において「小さな拠点」などの持続可能な地域づくりを目指す取組が行われている場合は、位置や取組との関係について記載。

- (1) 別紙1から5までに掲げる事業は、本計画を策定することにより、それぞれ単独で実施可能。
- (2) 同地区内で別事業を行う場合は、次回事業申請時に本計画を随時更新。
- (3) 同一施設で強靱化対策と高度化対策を実施する場合は、それぞれの欄に実施内容を記載。

別記様式第2号（第5関係）

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

農村整備事業（〇〇〇事業）採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、農村整備事業実施要綱（令和3月4月1日付け2農振第2736号）第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

- 1. 事業計画概要書（表）
- 2. 農村インフラ整備計画
- 3. その他

記

事業別	都道府 県 名	事業実施 主 体	地区名	所在地	事業概要	総事業費	備 考
〇〇整備事業 計画策定等事業						百万円	

注：本事業の創設以前に農山漁村地域整備交付金として採択された地区であつて、本事業の採択申請を行う地区にあつては、添付資料を2. 農村インフラ整備計画のみとすることができる。

別記様式第3号（第5関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

農村整備事業（〇〇〇事業）採択通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

事業別	都道府 県 名	事業実施 主 体	地区名	所在地	事業概要	総事業費	備 考
〇〇整備事業 計画策定等事 業						百万円	

別記様式第4号(第5関係)

調査計画事業計画

地区概要	事業名	農業集落排水施設整備事業	地区名		県名				備考
	計画主体		所在地		事業期間		～		
対象施設概要	対象施設の造成事業(前歴事業)								
	施設整備の取組方針			強靱化型・高度化型・強靱化型及び高度化型					
	共通要件	別紙1第4の1に掲げる要件を全て満たす施設である							○
	強靱化型要件	定住人口がおおむね500人以上である							○
		浸水想定区域内にある							○
		処理区内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在する							○
		施設の再編・集約を行う							○
高度化型要件	維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備、農業集落排水汚泥の循環利用に資する施設の整備等、新技術を導入する							○	
目標	農業集落排水汚泥の全量を農地還元する (目標年度:)							○	
	設定しない							○	
調査、計画概要									
事業内容及び費用負担	事業内容	数量	費用負担(千円)						
			国費	県費	市町村費	計			

調査計画事業計画

地区概要	事業名	農道・集落道整備事業	地区名		県名				備考
	計画主体		所在地		事業期間		～		
対象施設概要	対象施設の造成事業(前歴事業)								
	施設整備の取組方針			強靱化型・高度化型・強靱化型及び高度化型					
	強靱化型要件	個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されている							○
		農道網の基幹となる農道であって、受益面積がおおむね50ヘクタール以上(中山間地域等において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上)を有し、かつ、車道幅員がおおむね4メートル以上(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域、離島、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、車道幅員がおおむね3メートル以上)である							○
		災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく地域防災計画で避難路等に指定されている道路及び当該道路に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きい							○
		主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きい							○
		施設の再編・集約を行う							○
	高度化型要件	事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれる							○
調査、計画概要									
事業内容及び費用負担	事業内容	数量	費用負担(千円)						
			国費	県費	市町村費	計			

調査計画事業計画

地区概要	事業名	営農飲雑用水施設整備事業	地区名		県名				備考
	計画主体		所在地		事業期間		～		
対象施設概要	対象施設の造成事業(前歴事業)								
	施設整備の取組方針			強靱化型・高度化型・強靱化型及び高度化型					
	共通要件	別紙3第4の1に掲げる要件を満たす施設である							○
	強靱化型要件	個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されている							○
		給水戸数がおおむね50戸以上である							○
		土砂災害警戒区域内にある							○
		給水区域内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在する							○
		施設の再編・集約を行うもの							○
	高度化型要件	事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれる							○
維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備等、新技術を導入するものである							○		
調査、計画概要									
事業内容及び費用負担	事業内容	数量	費用負担(千円)						
			国費	県費	市町村費	計			

調査計画事業計画

地区概要	事業名	地域資源活用施設整備事業	地区名		県名				備考
	計画主体		所在地		事業期間		～		
対象施設概要	対象施設の造成事業(前歴事業)								
	施設整備の取組方針								
	共通要件	停電時の自立運転機能を付与するものである(なお、自立運転機能を付与する設備の設置は、単独では実施しない)						○	
		電力供給対象施設への電力の直接供給機能を付与するものである						○	
		市町村等との協定締結等により、災害時の非常用電源として地域で活用することが確認されている						○	
		災害時の非常用電源として地域で活用する場合を除き、整備及び機能強化する地域資源活用施設で発電する電力を直接又は電力供給対象施設を介して個人所有設備及び機器等に供給しない						○	
	太陽光発電施設	停電時にも電力供給対象施設の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有する						○	
電力供給対象施設における所要電力を賄うため、発電電力を施設内の電気設備に直接供給できる機能を有する						○			
調査、計画概要									
事業内容及び費用負担	事業内容	数量	費用負担(千円)				計		
			国費	県費	市町村費				

調査計画事業計画

地区概要	事業名	集落防災安全施設整備事業	地区名		県名				備考
	計画主体		所在地		事業期間		～		
対象施設概要	対象施設の造成事業(前歴事業)								
	施設整備の取組方針								
	整備要件	既設の農業集落防災安全施設を対象とする						○	
		災害が発生した場合に、家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある施設である						○	
調査、計画概要									
事業内容及び費用負担	事業内容	数量	費用負担(千円)				計		
			国費	県費	市町村費				

別記様式第5号（第7関係）

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

農村整備事業（〇〇〇事業）変更計画報告書

〇〇年〇月〇日付け〇〇にて事業採択された下記の事業について、事業計画を変更したので、農村整備事業実施要領（令和3年4月1日付け2農振第2737号）第7の2の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて報告します。

- 1. 事業計画概要書
- 2. 農村インフラ整備計画
- 3. その他

記

事業別	都道府 県 名	事業実施 主 体	地区名	所在地	事業概要	総事業費	備 考
〇〇整備事業 計画策定等事業						百万円	

注：事業計画概要書の変更に係る項目については上段（ ）書きで変更前を記載する。

別記様式第6号（第8関係）

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

農業集落排水施設整備事業 達成状況報告書

農村整備事業実施要領（令和3年4月1日付け2農振第2737号）第8の1（又は第8の2）の規定に基づき、下記のとおり目標の達成状況について報告します。

記

事業の種類	都道府 県 名	事業実施 主 体	地区名	目 標 及び 目標年度	達成状況	備 考
				農業集落排水汚泥 の全量を農地還元 する (目標年度：)		

※目標を達成した年間の汚泥発生量及び農地還元の実施状況がわかる資料等を添付すること。

別記様式第7号（第8関係）

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

農業集落排水施設整備事業における達成状況の改善計画について

農村整備事業実施要領（令和3年4月1日付け2農振第2737号）第8の2の規定に基づき、
下記のとおり改善計画について提出します。

記

1. 事業の内容
2. 事業実施主体名
3. 地区名
4. 工期
5. 目標年度及び目標の達成状況報告の内容
6. 達成状況が十分でない原因及び問題点
7. 2年以内の期間の新たな目標年度の設定
8. 改善方策
(問題点の解決のために必要な方策について、具体的に記述すること。)

別記様式第8号（第8関係）

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

（北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

計画策定等事業（施設計画策定事業又は農業集落排水汚泥農地還元推進事業）達成
状況報告書

農村整備事業実施要領（令和3年4月1日付け2農振第2737号）第8の3の規定に基づき、
下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

事業の種類	都道府 県 名	事業実施 主 体	地区名	実施結果	備 考

※調査範囲に変更があった際は、位置図を添付すること。

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

（北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事

計画策定等事業（機能保全計画策定事業）達成状況報告書

農村整備事業実施要領（令和３年４月１日付け２農振第2737号）第８の３の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

１．地区名 〇〇地区

２．機能保全計画策定施設調書

（施設一覧^{※１}）

施設名	造成年度	種類 ^{※２}	諸元	管理主体	備考

※１：必要に応じて項目数を増減させること

※２：種類とは、農業集落排水施設、農道・集落道、営農飲雑用水施設、地域資源利活用施設、集落防災安全施設の各施設をいう。

別紙 1 農業集落排水施設整備事業

第 1 定義

農業集落排水施設整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 農業集落排水施設

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与する次に掲げる施設とする。

- (1) 農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設
- (2) 汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設（次のア、イ及びウの施設を含む。）

ア 汚水処理施設等に電力を供給することを目的として設置する太陽光発電施設（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度を活用して売電する施設を除く。以下この別紙において単に「太陽光発電施設」という。）

イ 防災拠点等（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（敷地面積 0.3 ヘクタール以上の防災拠点又は避難地に限る。）をいう。以下同じ。）に整備するマンホールトイレシステム（マンホールを含む下部構造物に限る。）

ウ 水資源の有効利用の観点から農業集落排水施設において発生する処理水を雑用水として利用するための配水施設（水需給の逼迫した地域に限る。）

- (3) (1) 又は (2) の施設に附帯する施設（次のア及びイの施設を含む。）

ア 一体的に施工することが本事業の推進上有効な集落道、水洗化用水施設（便所を水洗化するために追加的に必要となった用水を確保する施設をいう。）

イ 周辺環境配慮施設

2 既設の農業集落排水施設

次に掲げる施設とする。

- (1) 次に掲げる農林水産省所管事業等により整備された農業集落排水施設

ア 農村活性化住環境整備事業実施要綱（平成 3 年 4 月 12 日付け 3 構改 D 第 217 号農林水産事務次官依命通知）

イ 農業集落排水緊急整備事業実施要綱（平成 5 年 4 月 1 日付け 5 構改 D 第 41 号、自治準企第 90 号、農林水産事務次官、自治事務次官通知）

ウ 農村総合整備事業等実施要綱（平成 7 年 4 月 1 日付け 7 構改 D 第 281

- 号農林水産事務次官依命通知)
- エ 集落地域整備統合補助事業実施要綱（平成 7 年 4 月 1 日付け 7 構改 D 第 285 号農林水産事務次官依命通知)
- オ 集落基盤整備事業実施要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 D 第 126 号農林水産事務次官依命通知)
- カ 農村振興総合整備事業実施要綱（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 農振第 1963 号農林水産事務次官依命通知)
- キ むらづくり総合整備事業実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2400 号農林水産事務次官依命通知)
- ク 美しい村づくり総合整備事業実施要綱（平成 16 年 3 月 30 日付け 15 農振第 2553 号農林水産事務次官依命通知)
- ケ 村づくり交付金実施要綱（平成 16 年 3 月 30 日付け 15 農振第 2551 号農林水産事務次官依命通知)
- コ 農村基盤総合整備パイロット事業実施要綱（昭和 47 年 6 月 30 日付け 47 農地 C 219 号農林事務次官依命通知)
- サ 農村総合整備モデル事業実施要綱（昭和 48 年 7 月 28 日付け 48 構改 A 第 1122 号農林事務次官依命通知)
- シ 農村基盤総合整備事業実施要綱（昭和 51 年 5 月 10 日付け 51 構改 D 第 344 号農林事務次官依命通知)
- ス 集落環境整備事業実施要綱（平成 5 年 4 月 1 日付け 5 構改 D 第 81 号農林水産事務次官依命通知)
- セ 農業集落排水事業等実施要綱(昭和 58 年 4 月 4 日付け 58 構改 D 第 271 号農林水産事務次官依命通知)
- ソ 農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3438 号農林水産事務次官依命通知)
- タ 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知。以下この別紙において「地域自主戦略交付金要綱」という。）
- チ 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長、21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長、21 林整計第 336 号林野庁長官、21 水港第 2724 号水産庁長官通知。沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備

に関する事業）（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知）別紙 6 において準用する場合を含む。）

ツ 国の助成を受けずに整備された農業集落排水施設

（２）地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき整備された農業集落排水施設

（３）他事業により整備された污水处理施設であって、（１）のアからツまでに掲げる農林水産省所管事業等に基づき整備された農業集落排水施設に接続し、当該農業集落排水施設と一体のものとして再編された施設

第 2 事業の内容

1 本事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

（１）強靱化型

既設の農業集落排水施設について、２で定める最適整備構想又は維持管理適正化計画（以下この別紙においてそれぞれ単に「最適整備構想」又は「維持管理適正化計画」という。）に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目的を達成するために必要な改築（以下この別紙において「改築」という。）又は撤去を行う。

（２）高度化型

維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去を行う。

（３）調査計画策定

農業集落排水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。

2 本事業の実施において留意すべき事項は次のとおりとする。

（１）污水处理施設は、原則として処理対象人口おおむね 1,000 人程度に相当する規模以下を単位として計画し、施行するものとする。ただし、流域下水道又は公共下水道に農業集落の汚水を排出しようとする場合においては、下水道として計画し、施行することを原則とする。以上の原則によりがたい場合には、関係市町村及び都道府県の農林担当部局と下水道担当部局との間で所要の協議調整を行うものとする。

（２）対象とする汚水には、農業集落排水施設の処理能力を超える重金属等の有害物質を含む工場排水等は含めないものとする。

（３）太陽光発電施設については、停電時にも污水处理施設等に電力を供給できる自立運転機能を有するものとし、本事業により太陽光発電施設の整備のみを行う場合にあっては、当該施設に限ることとする。

（４）汚泥の循環利用を目的とした施設においては、農業集落排水施設から発

生する汚泥（以下「農業集落排水汚泥」という。）を優良な有機質肥料等として農地等へ還元利用することを促進する観点から、周辺地域から発生する有機物資源（食物残さを含む。）を活用することができるものとする。なお、有機物資源として家庭及び事業所から発生する食物残さを活用する場合にあっては、市町村の廃棄物担当部局と所要の協議調整を行うものとする。

（５）公共浄化槽等整備推進事業又は個別排水処理施設整備事業と連携して本事業を実施する場合にあっては、その円滑かつ効率的な実施を図るため、市町村及び都道府県の浄化槽担当部局と所要の協議調整を行うものとする。

（６）維持管理適正化計画は、既設の農業集落排水施設の調査結果を基に施設の再編・集約、施設規模又は汚水処理方式の適正化、省エネルギー技術導入等の維持管理適正化対策を取りまとめたものであり、別記様式第１号により、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 施設調査の結果概要

イ 維持管理適正化対策の内容（対策内容、対策時期、対策費、効率化・適正化の内容（削減額又は効果等）

ウ 大規模災害を想定した初動体制の整備及び再編・集約方針

（７）最適整備構想は、既設の農業集落排水施設の機能診断調査結果を基に必要となる保全対策等を市町村ごとに取りまとめたものであり、別記様式第２号により、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 施設現況調査（構造物の環境条件、使用状況等）の概要及び結果

イ 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果

ウ 劣化原因究明のための構造物の監視

エ 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）

第３ 事業実施主体

１ 要綱第４の農村振興局長が別に定める者とは、農業協同組合等の農業法人及び農業者等が原則としてその構成員の過半を占め又はその資本金（基本財産を含む。）の過半を出資若しくは拠出している団体であって、当該団体の目的、運営方針及び運営資金の調達方法が事業実施主体として適当と認められるものとする。なお、法人でない団体にあっては、その規約に次の事項が明記されているものとする。

（１）団体の代表者及び代表権の範囲

（２）団体の意思決定機関及びその決定方法

（３）団体の構成員たる資格並びに当該構成員の加入及び脱退に関する事項

- 2 都道府県知事が本事業を実施しようとするときは、市町村、土地改良区その他 1 に定める者の申請により、都道府県知事が事業の規模、内容等を勘案し、本事業を実施することが適当と認める場合とする。

第4 採択要件

本事業の実施に当たっては、以下の要件によるものとする。

1 共通要件

- (1) 受益戸数がおおむね 20 戸（北海道、離島、奄美群島及び沖縄県にあっては 10 戸）以上であること。ただし、末端受益は 2 戸以上とする。
- (2) 既設の農業集落排水施設の改築にあっては、最適整備構想及び維持管理適正化計画が策定されており、当該改築に要する費用の額が 200 万円以上であって、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - ア 維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後 7 年以上経過していること。
 - イ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既設の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。
- (3) 農業集落排水施設の整備又は改築にあっては、コスト縮減や経営改善に資する PFI 等の民間活用、公営企業会計の適用を検討すること。
- (4) 防災拠点等にマンホールトイレシステムを整備する場合にあっては、1 処理区当たり 1 か所（敷地面積 0.3 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満の防災拠点等については、1 地方公共団体当たり 10 か所）を上限とする。

2 強靱化型

次のいずれかを満たすものであること。

- (1) 定住人口がおおむね 500 人以上であるもの
- (2) 浸水想定区域（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第十四条に規定する洪水浸水想定区域、同法第十四条の二に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第十四条の三に規定する高潮浸水想定区域その他市町村等が策定したハザードマップ内の浸水想定区域をいう。）内にあるもの
- (3) 処理区内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの
- (4) 施設の再編・集約を行うもの

3 高度化型

維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備、農業集落排水汚泥の循環利用に資する施設の整備等、新技術を導入するものであること。

4 調査計画策定

- (1) 1 から 3 までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること。
- (2) (1) を満たす施設であって、農業集落排水汚泥の農地還元を行っていない市町村を事業計画区域とし、年間に発生する農業集落排水汚泥の全量を農地に還元する場合には、令和 12 年度までのいずれかの年度を達成する目標年度として定めること。また、目標を定め事業計画を策定する場合には、地域の関係者から十分に意見を聴取すること。

第 5 事業の申請

本事業の申請において留意すべき事項は次のとおりとする。

- 1 事業実施主体は、管理主体、管理方法を事前に定めるとともに、これら及び当該施設の建設事業費に係る受益者負担について同意を得ておくものとする。ただし、市町村が条例により受益者負担金の徴収方法を定めた場合には、この限りではない。
- 2 事業実施主体は、くみ取り便所から水洗便所への改造等、家庭内設備の整備については、施設供用開始の計画に合わせて、速やかに実施するよう受益者の同意を得ておくものとする。また、その改造に関し、必要な資金の融通又はあっせんに努めるものとする。

第 6 事業計画等

- 1 本事業の実施に当たっては、別記様式第 3 号により、事業実施主体は農業集落排水事業計画（以下この別紙において「事業計画」という。）を作成するものとする。ただし、事業実施主体となる者の要請により、事業の規模、内容等を勘案し、都道府県知事が作成する場合には、この限りでない。
- 2 事業計画は以下に定める農業集落排水資源循環促進計画（以下この別紙において「資源循環促進計画」という。）に即するものとする。
 - (1) 資源循環促進計画は、別記様式第 4 号により、市町村長が作成するものとし、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農業集落排水汚泥処理の現状
 - イ その他の有機物資材の処理の現状
 - ウ 農業集落排水汚泥等の循環利用に関する基本方針
 - エ 対象となる農業集落排水汚泥等
 - オ 農業集落排水汚泥等の再生資源化に関する計画
 - カ 再生資源の利用に関する計画
 - キ 再生資源の利用促進方策
 - ク 農業集落排水汚泥等の循環利用スケジュール
 - ケ 農業集落排水処理水の循環促進に関する考え方

- (2) 資源循環促進計画は、原則として、市町村のうち要綱第3の3に掲げる区域全域を対象とし、経済性、地域特性、地域住民、利用者及び関係団体の意向等を踏まえ、総合的に検討を行って作成するものとする。

3 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的
- (2) 事業計画区域の範囲
- (3) 工事計画
- (4) 費用の総額及びその内容
- (5) 事業実施主体
- (6) 費用負担の方法
- (7) 施設の予定管理者及び予定管理方法
- (8) 資金計画
- (9) 工期

4 事業計画の作成に当たり留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画は補助分及び単独分で構成すること。なお、補助分とは、農業集落排水施設で排水路末端の受益戸数2戸以上の部分及び防災拠点等に整備するマンホールトイレシステムとし、単独分とは、受益戸数2戸未満の管路、ます等で、個人の宅地内配管等を含まない部分とする。
- (2) 事業計画は、集落圏（要綱第3の1に掲げる区域をいう。以下同じ。）における農業生産基盤、農村生活環境基盤等との調和に配慮して定めるものとする。
- (3) 事業計画の作成に当たり、環境省所管の公共浄化槽等整備推進事業又は総務省所管の個別排水処理施設整備事業と連携して農業集落排水事業を実施することが効率的と認められる場合には、別記様式第5号により、以下に定める連携計画を作成するものとする。

ア 連携計画の対象区域

本事業の実施区域及びその周辺の同一集落圏で実施する公共浄化槽等整備推進事業区域又は個別排水処理施設整備事業区域を併せたもの

イ 連携計画において定める事項

- (ア) 対象地域の範囲
- (イ) 事業の概要
- (ウ) 公共浄化槽等整備推進事業又は個別排水処理施設整備事業の概要
- (エ) 費用の総額及び負担方法
- (オ) 施設の予定管理者
- (カ) 家屋間の最大距離

連携計画の対象区域を区分する指標であり、経済性、地域条件等を

考慮して事業実施主体が決定する。

第7 指導推進

都道府県知事は、農業集落排水事業の実施の適切かつ円滑な推進のための技術的な助言、指導その他の所要の援助を講ずるものとする。

第8 経過措置

- 1 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（令和3年4月1日付け2生畜第2398号農林水産省生産局長、2農振第2741号農林水産省農村振興局長、2林整計第855号林野庁長官、2水港第2562号水産庁長官通知）による改正前の交付金実施要領に基づき事業を実施している地区であって、令和3年度に本事業に移行する地区における第4の1の（2）の最適整備構想の策定に係る規定は、なお従前の例による。
- 2 1に掲げる通知による改正前の交付金実施要領に基づき事業を実施している地区若しくは改正後の交付金実施要領に基づき令和3年度から事業を実施した地区であって、令和3年度に本事業へ移行した地区又は本要領に基づき令和5年度までに事業を実施した地区における第4の1の（2）の維持管理適正化計画の策定に係る規定は、令和7年度までに策定することをもって既に策定されているものとみなす。なお、令和6年に激甚災害指定を受けた市町村については、維持管理適正化計画を令和8年度までに策定することをもって既に策定されているものとみなす。
- 3 地域自主戦略交付金要綱に基づき事業を実施している地区であって、本事業に移行する地区において事業計画の変更に該当する場合にあっては、変更した計画において新たに工期を定めるものとする。

第9 その他

調査計画策定において、年間に発生する農業集落排水汚泥の全量を農地還元することを目標と定めて行う事業の採択期間は、令和6年度から令和9年度までとする。

記様式第 1 号（別紙 1 関係）

維持管理適正化計画

年 月
〇〇県〇〇市、〇〇町、〇〇村

<維持管理適正化計画 目次>

1. 施設調査の結果概要
 - (1) 施設調査内容
 - (2) 施設調査の結果
2. 維持管理適正化対策の内容
 - (1) 対策内容
 - (2) 対策概算費
 - (3) 対策時期
 - (4) 効率化・適正化の内容（維持管理費削減額又は効果等）
3. 大規模災害を想定した初動体制の整備及び再編・集約方針

別記様式第2号（別紙1関係）

最適整備構想

年 月
〇〇県〇〇市、〇〇町、〇〇村

＜最適整備構想 目次＞

1. 施設現況調書
 - （1）農業集落排水施設整備状況（平面図を添付すること）
 - ①完了地区、②実施中の地区
 - （2）施設管理状況及び課題
2. 施設機能診断
 - （1）施設機能診断調査
 - （2）施設機能診断評価
3. 対策方法、工事内容
 - （1）対策工法
 - （2）機能保全コスト算定
 - （3）対策時期

別記様式第3号（別紙1関係）

年度新規 農業集落排水事業計画概要表（総括表）

地区名				所在地							
処理区名				該当集落名							
目的											
地区の現況	社会・経済の現況	事業計画区域面積	農用地面積	総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	農業地域類型	主要農産物		
		形態別集落数	密居	集居	散居	散在	計	ほ場整備率	%	上水道整備率	
								道路整備率	%	%	
		水需給状況									
		し尿処理の現況		生活雑排水の放流経路の現況							
	処理方式	構成比率	放流経路パターン						構成比率		
	くみ取り	%	1	家庭 → 集落内水路 → 農業用水路 → 河川、海						%	
	自家処理	%	2	家庭 → 集落内水路 → 農業用水路 → 閉鎖性水域						%	
	水洗	%	3	家庭 → 集落内水路 → 公共用水域						%	
	その他	%	4	家庭 ()						%	
	汚水放流先の水域類型	指定の有無 有・無	水域名		当該類型		達成期間		指定年月日		
	汚濁の状況	観測点	流量 m³/S	pH	BOD	COD	SS	DO	T-N	T-P	畜産排水の有無
											有・無
											有・無
											有・無
被害状況	農業生産被害 有・無	ha	(被害面積率) 全農地面積の %		農業用施設被害 生活環境被害		有・無 有・無				
費用の概算	事業費	工種	事業費 (百万円)	単価 千円/m, m³	事業主体	負担区分					
						国	都道府県	市町村	その他	受益者	
		処理施設				%	%	%	%	%	
		管路施設									
		雨水排水施設									
		ポンプ施設									
		資源循環施設									
		附帯施設									
	その他										
	小計										
	単独分(a)										
	計(b)										
	維持管理費	区分	年間管理費 (千円/年)	単価 (円/人)	維持管理主体	負担区分					
						都道府県	市町村	その他	受益者		
		運転経費				%	%	%	%	%	
償却費											
計											
関連事業	事業名	事業主体	総事業費(千円)	工事進捗率	事業量及び本事業との関連						
				%							
同意状況(月 日現在)		事業費に係る 受益者負担		% 家庭内設備の整備 実施時期		% 備考		(a) / (b) × 100 = %			

施設概要	処理施設	敷地面積	処理計画量			処理水の 放流先	高度処理の 有無		
		計画人口	計画戸数	その他					
		m²	人	戸			有・無		
		計画日平均 汚水量	計画流入水質				計画放流水質		
	m³/日	BOD	SS	T-N	T-P	BOD	SS	T-N	T-P
	資源循環施設	汚泥循環 利用施設	利用目的	処理形態		再生資源量		施設名	
			汚泥処理量 m³/年			m³/年			
		処理水 循環利用 施設	利用目的	ポンプ施設		その他循環利用の ための施設	施設名	数量	
			管路施設 k m	箇所					
	その他の施設	管路施設				雨水排水施設			
		概略延長 () m		ポンプ必要箇所 箇所		路線数 本		概略延長 m	
		附帯施設							
		施設名	数量等			その他			
		農業集落道	延長 m	幅員	m	施設名		数量	
		水洗化 用水	延長 m	供給 水量	m³/日				
周辺環境 配慮施設		箇所	面積	m²					
汚泥処理及び 資金計画	補助残	非補助分		受益者 負担金	建設費 (千円/戸)	維持管理費 (千円/戸)			
		単独分	家庭内施設						
	効果項目		年総効果額(千円)		費用対効果				
	作物生産効果等								
	農業労働環境改善効果								
	生活環境改善効果等								
	公共用水域水質保全効果等								
	合計								
	工期	着工年度	完了予定年度	着工から完了までの期間					
目標						目標 年度			

*BOD、COD、SS、DO、T-N、T-Pの単位はppmとする

農業集落排水事業計画概要表（総括表）

項 目	記 入 要 領	備 考
地区名、処理区名	処理区ごとに記入する。処理区とは計画処理区域を処理系統別に区分したものをいう。 本事業で整備する処理区が一つの場合には最上段括弧内に総括表と記入し、複数の場合には処理区別と記入する。 地区名と処理区名にはふりがなを付ける。	
所在地	都道府県名、市町村名（町村の場合は郡名から）を記入し、ふりがなを付ける。	
当該集落名	対象集落名を記入する。	
目的	各処理区における本事業を実施する必要性、緊急性及び効果を簡潔に記入する。	
地区の現況 社会・経済の現況	(1) 最近年における農業センサス調査等を基礎に、事業計画区域についての値を記入する。ただし、農用地面積、農業地域類型、主要農作物、ほ場整備率、上水道整備率及び道路整備率は集落圏域についての値を記入する。 (2) 事業計画区域とは、本事業の受益対象区域をいう。すなわち本事業により汚水を処理することができる全区域をいう。 (3) 集落圏とは要綱第3の1に掲げる区域をいう。 (4) ほ場整備率については、ほ場の一区画の大きさに関係なく、区画整理されているほ場は整備済とする。 (5) 道路整備率については、1、2級市町村道以下とし、簡易アスファルト舗装以上の道路を整備済とする。 (6) 上水道整備率については、簡易上水道以上を整備済とする。 (7) 配水施設を整備する場合にあっては、渇水の発生状況等地区の水需給の状況を記入する。	
集落排水の現況	(1) し尿処理の現況については、各処理区における戸数の構成比率の概数を記入する。 (2) 生活雑排水の放流経路については、1から3までのパターンに大別し、それぞれの経路に該当戸数の構成比率の概数を記入する。（1から3までに該当しない場合には、4の括弧内にその経路を記入する。） (3) 汚水放流先の水域類型については、汚水の放流経路途上で水質環境基準の水域類型が指定されている場合に、その水域名、該当類型、達成期間及び指定年月日を記入する。 (4) 汚濁の状況の欄には、処理区域において①上流地点、②集落と農用地の接する地点、③下流地点について水質測定を実施し数値を記入する。	

項 目	記 入 要 領	備 考
費用の概算 事業費	(5) 畜産排水の有無、農業生産被害、農業用施設被害及び生活環境被害については、その有無を記入する。ただし、被害面積率については、被害面積が少ない場合のみ記入する。また、農業用施設被害及び生活環境被害については、その具体的な施設名を記入する。 (1) 工種ごとの事業費を記入する。 (2) 工種の資源循環施設については汚泥処理施設及び処理水再利用施設を、附帯施設については農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設その他の附帯施設を、その他については測量設計費等を記入する。 (3) m^3当たりの単価については、計画1日最大汚水量当たりの単価を記入する。なお、管路施設、雨水排水については、総延長当たりの単価（千円／m）を記入する。 (4) 負担区分のその他については、農協、土地改良区等に区分し、その各々につき記入する。	
維持管理費	(1) 運転経費と償却費に区分して各該当欄に記入する。 (2) 単価については、計画処理人口当たりの単価を記入する。 (3) 負担区分のその他については、農協、土地改良区等に区分し、その各々につき記入する。	
関連事業	宅内整備部分及び本事業と関連する事業計画の概要を記入する。	
同意状況	別紙1第5の1及び2に定める同意について、各処理区内における受益戸数のうち同意された割合を％で記入する。	
施設計画の概要 処理施設	(1) 処理計画量の計画人口の欄には定住人口と流入人口（換算値）の合計値、計画戸数の欄には公共施設を含めた戸数、その他の欄には家畜等の汚水処理を含める場合の当該家畜数を記入する。なお、公共施設は、1施設を1戸と算定する。 (2) 処理水の放流先については、「農業排水路を経て〇〇に放流する」等放流先を記入する。 (3) 高度処理（通常処理のBOD、SSを超える処理又はT-N、T-P等についての処理）が必要な地区については、その有無を記入する。	
資源循環施設	汚泥循環利用施設を整備する場合にあつては、利用目的（農地還元、熱回収等）及び汚泥処理施設の概要を記入する。 処理水循環利用施設を整備する場合にあつては、処理水の利用目的（農業用水、水洗用水、環境用水等）及び循環利用施設の概要を記入する。	

項 目	記 入 要 領	備 考
その他の施設	(1) 管路施設については、管路及び暗渠の概略延長並びにポンプ施設の概略の必要箇所数を記入する。 括弧内に単独分の値を内数で記入する。 (2) 雨水排水施設については、その計画路線数及び概略延長について記入する。 (3) 附帯施設については、処理施設に附帯する農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設のほか、管理施設、放流施設、脱水施設等の施設名及びその数量等を記入する。	
汚泥処理及び処分計画	汚泥の処理・処分及び搬送方法を記入する。また、汚泥処理施設を導入する場合はその概略を記入する。 なお、第4の4（2）で目標を定めた場合には、資源循環促進計画も踏まえ、具体的な汚泥の肥料利用方法、肥料利用促進方策及び肥料利用のスケジュールを記入する。	
資金計画 受益者負担	資金の借入れ先等を記入する。 単独分を含む全体の事業費に対する受益者負担額を記入する。	
効用	(1) 作物生産効果等 作物生産効果、品質向上効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果（農業用排水施設）、地域資源有効利用効果の合計を記入する。 (2) 生活環境改善効果等 生活環境改善効果、維持管理費節減効果（農業生産以外）の合計を記入する。 (3) 公共用水域水質保全効果等 公共用水域水質保全効果、農村空間快適性向上効果、その他独自で計上した効果の合計を記入する。	
工期	工期については、着工年度、完了予定年度及び着工から完了までの期間を記入する。	
目標	第4の4（2）で目標を定めた場合には、その具体的な内容及び目標年度を記入する。	
備考	前項までに記載されていない事項で、特に重要な事項がある場合、その内容を簡潔に記入する。例えば、都道府県が条例で上乘せ、横乗せ排水基準を定めている場合にはその条例名及び排水基準を記入し、事業計画区域内の単独分及び各戸の個人負担となる排水施設の整備については、市町村、維持管理主体等がどのような普及活動又は助成措置を講ずるかを記入し、汚水の放流に際しての各種の協議調整については、その状況を簡潔に記入する。また、全体事業費に対する単独分事業費の割合〔（a）／（b）×100％〕を記入する。 さらに、施設供用開始後の維持管理体制について記入する。	

年度新規 農業集落排水事業計画概要表

地区名		処理区名		当該集落数		所在地									
地区の現状	社会・経済の現状	事業計画区域面積	農用地面積	総人口	農家人口	総戸数	農家戸数		農業地域類型		主要農産物				
		形態別集落数	密居	集居	散居	散在	計	ほ場整備率	%	上水道整備率					
								道路整備率	%						
		水需給状況													
	農業集落排水の現状	し尿処理の現況		生活雑排水の放流経路の現況											
		処理方式	構成比率	放流経路パターン								構成比率			
		くみ取り	%	1	家庭 → 集落内水路 → 農業用水路 → 河川、海								%		
		自家処理	%	2	家庭 → 集落内水路 → 農業用水路 → 閉鎖性水域								%		
		水洗	%	3	家庭 → 集落内水路 → 公共用水域								%		
		その他	%	4	家庭 ()								%		
		汚水放流先の水域類型	指定の有無 有・無	水域名		当該類型		達成期間		指定年月日					
		汚濁の状況	処理区名	観測点	流量 m³/日	pH	BOD	COD	SS	DO	T-N	T-P			
費用の概算	事業費	工種	事業費 (百万円)	単価 千円/m, m³	事業主体	負担区分									
						国	都道府県	市町村	その他	受益者					
		処理施設				%	%	%	%	%					
		管路施設													
		雨水排水施設													
		ポンプ施設													
		資源循環施設													
		附帯施設													
		その他													
		小計													
	単独分(a)														
	計 (b)														
	維持管理費	区分	年間管理費 (千円/年)	単価 (円/人)	維持管理主体	負担区分									
						都道府県	市町村	その他	受益者						
		運転経費				%	%	%	%						
償却費															
関連事業	事業名		事業主体	総事業費 (千円)	工事進捗率	事業量及び本事業との関連									
					%										
同意状況 (月 日現在)		事業費に係る 受益者負担		%	家庭内設備の整備 実施時期		%								

施設概要	処理施設の概要	敷地面積		処理計画量				処理水の放流先	高度処理の有無	
				計画人口		計画戸数	その他		有・無	
		m²		人		戸				
		処理区名	計画日平均汚水量	計画流入水質				計画放流水質		
			m³/日	BOD	SS	T-N	T-P	BOD	SS	T-N
		m³/日								
		m³/日								
	資源循環施設の概要	処理区名	処理形態	汚泥処理量	再生資源量	処理水循環利用の概要	処理区名	利用目的	管路施設	ポンプ施設
	その他の施設の概要	管路施設	処理区名	概略延長	雨水排水	処理区名		概略延長	路線数	
			()m							
			()m							
()m										
()m										
ポンプ施設	処理区名	必要箇所概数	付帯施設	施設名		処理区名	数量			
		箇所		農業集落道						
		箇所		水洗化用水施設						
		箇所		周辺環境配慮施設						
		箇所		その他						
効用	効果項目			年総効果額 (千円)		費用対効果				
	作物生産効果等									
	農業労働環境改善効果									
	生活環境改善効果等									
	公共用水域水質保全効果等									
合計										
工期・目標	着工年度		完了予定年度		着工から完了までの期間					
							目標年度			
事業名		事業主体	総事業費 (千円)	工事進捗率	事業量及び本事業との関連					
				%						
				%						

(a) / (b) × = %

BOD、COD、SS、DO、T-N、T-P の単位は ppm とする

農業集落排水事業計画概要表

項 目	記 入 要 領	備 考
地区名、処理区名	本事業では、整備する処理区が複数ある場合に作成する。 処理区ごとに記入する。処理区とは計画処理区域を処理系統別に区分したものをいう。 地区名と処理区名にはふりがなを付ける。	
当該集落名	対象集落名を記入する。	
所在地	都道府県名、市町村名（町村の場合は郡名から）を記入し、ふりがなを付ける。	
地区の現況 社会・経済の現況	(1) 最近年における農業センサス調査等を基礎に、事業計画区域についての値を記入する。ただし、農用地面積、農業地域類型、主要農作物、ほ場整備率、上水道整備率及び道路整備率は集落圏域についての値を記入する。 (2) 事業計画区域とは、本事業の受益対象区域をいう。すなわち本事業により汚水を処理することができる全区域をいう。 (3) 集落圏とは要綱第3の1に掲げる区域をいう。 (4) ほ場整備率については、ほ場の一区画の大きさに関係なく、区画整理されているほ場は整備済とする。 (5) 道路整備率については、1、2級市町村道以下とし、簡易アスファルト舗装以上の道路を整備済とする。 (6) 上水道整備率については、簡易上水道以上を整備済とする。 (7) 配水施設を整備する場合にあっては、渇水の発生状況等地区の水需給の状況を記入する。	
集落排水の現況	(1) し尿処理の現況については、各処理区における戸数の構成比率の概数を記入する。 (2) 生活雑排水の放流経路については、1から3までのパターンに大別し、それぞれの経路に該当戸数の構成比率の概数を記入する。（1から3までに該当しない場合には、4の括弧内にその経路を記入する。） (3) 汚水放流先の水域類型については、汚水の放流経路上で水質環境基準の水域類型が指定されている場合に、その水域名、該当類型、達成期間及び指定年月日を記入する。 (4) 汚濁の状況の欄には、処理区域において①上流地点、②集落と農用地の接する地点、③下流地点について水質測定を実施し数値を記入する。	

項 目	記 入 要 領	備 考
費用の概算 事業費	(5) 畜産排水の有無、農業生産被害、農業用施設被害及び生活環境被害については、その有無を記入する。ただし、被害面積率については、被害面積が少ない場合のみ記入する。また、農業用施設被害及び生活環境被害については、その具体的な施設名を記入する。 (1) 各工種ごとの事業費を記入する。 (2) 工種の資源循環施設については汚泥処理施設及び処理水再利用施設を、附帯施設については農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設並びにその他の附帯施設を、その他については測量設計費等を記入する。 (3) m^3当たりの単価については、計画1日最大汚水量当たりの単価を記入する。なお、管路施設、雨水排水については、総延長当たりの単価（千円／m）を記入する。 (4) 負担区分のその他については、農協、土地改良区等に区分し、その各々につき記入する。	
維持管理費	(1) 運転経費と償却費に区分して各該当欄に記入する。 (2) 単価については、計画処理人口当たりの単価を記入する。 (3) 負担区分のその他については、農協、土地改良区等に区分し、それぞれについて記入する。	
関連事業	宅内整備部分及び本事業と関連する事業計画の概要及び関連する処理区名を記入する。	
同意状況	別紙1第5の1及び2に定める同意について、各処理区内における受益戸数のうち同意された割合を％で記入する。	
施設計画の概要 処理施設	(1) 処理計画量の計画人口の欄には定住人口と流入人口（換算値）の合計値、計画戸数の欄には公共施設を含めた戸数、その他の欄には家畜等の汚水処理を含める場合の当該家畜数を記入する。なお、公共施設は、1施設を1戸と算定する。 (2) 処理水の放流先については、「農業排水路を経て〇〇に放流する」等放流先を記入する。 (3) 高度処理（通常処理のBOD、SSを超える処理又はT-N、T-P等についての処理）が必要な地区についてはその有無を記入する。	

項 目	記 入 要 領	備 考
資源循環施設の概要	(1) 汚泥処理施設を整備する場合にあつては、汚泥処理施設の概要について記入する。 (2) 処理水循環利用施設を整備する場合にあつては、循環利用施設の概要を記入する。 (3) ポンプ施設については、各処理区ごとにその概略の必要箇所数を記入する。	
その他の施設の概要	(1) 管路施設については、各処理区ごとに管路及び暗渠の概略延長を記入する。括弧内に単独分の値を内数で記入する。 (2) 雨水排水路については、各処理区ごとにその計画路線数及び概略延長について記入する。 (3) 附帯施設については、農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設並びにその他の附帯施設の概要を記入する。	
効用	(1) 作物生産効果等 作物生産効果、品質向上効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果（農業用排水施設）、地域資源有効利用効果の合計を記入する。 (2) 生活環境改善効果等 生活環境改善効果、維持管理費節減効果（農業生産以外）の合計を記入する。 (3) 公共用水域水質保全効果等 公共用水域水質保全効果、農村空間快適性向上効果、その他独自で計上した効果の合計を記入する。	
工期	工期については、着工年度、完了予定年度及び着工から完了までの期間を記入する。	
目標	第4の4（2）で目標を定めた場合には、その具体的な内容及び目標年度を記入する。	
備考	各処理区のなかで特に重要な事項がある場合にその内容を記入する。また、全体事業費に対する単独分事業費の割合 また、全体事業費に対する単独分事業費の割合〔（a）／（b）× 100%〕を記入する。 さらに、施設供用開始後の維持管理体制について記入する。	

計 画 構 想 図

位置図

S = 1 :

凡 例		
集 落 圏		
事 業 計 画 区 域		
施 設 計 画	処 理 施 設	
	管 路 施 設	
	ポ ン プ 施 設	

年度新規 農業集落排水事業〔強靱化型・高度化型（改築）〕計画概要表

①既存農業集落排水施設の概要													②強靱化型・高度化型（改築）の概要												
地区名					所在地					地 状 区 況 の		事業計画 区域面積	農用地 面積	総人口	農家人口	総戸数	農家戸数								
処理区名					該当集落名						現計画														
着手年度					完了年度						改築計画														
処 理 施 設 の 概 要	処理形式					評定認定年月日		年 月 日			同意状況（ 月 日現在）		事業費に係る 受益者負担		%	家庭内設備の整備 実施時期	%								
	敷地面積 （㎡）	処理計画量				処理水の放流先		高度処理の有無		敷地面積 （㎡）			処理計画量												
		計画人口	計画戸数	その他							計画人口		計画戸数		その他										
									有・無																
	計画日平均汚水量 （㎥/日）		処理計画量				計画放流水質				計画日平均汚水量 （㎥/日）		計画流入水質				計画放流水質								
			BOD	SS	T-N	T-P	BOD	SS	T-N	T-P			BOD	SS	T-N	T-P	BOD	SS	T-N	T-P					
事 業 費 （ ・ 実 績 ） の 内 容	工種	事業量	事業費（百万円）			維 持 管 理 の 状 況	供用開始 年月日		年 月 日			本 事 業 費 ・ 事 業 の 内 容	工種		事業量	事業費	事業主体								
	処理施設						使用率	計画人口比	%		実施予定期間														
	管路施設	m						計画戸数比	%																
	雨水排水施設	m					維持管理条例制定年月日						負担区分												
	ポンプ施設	基					管理 内容	実施 回数 （年）	管 理 者	年間費用 （過去3年間 の実績平均）			管路施設			事業費		負担割合							
	資源循環施設												雨水排水施設				国								
	附帯施設						日常 管理						ポンプ施設			都道府県									
	その他												資源循環施設			市町村									
	小計						巡回 管理						附帯施設			その他									
	単独分												その他			受益者									
計					計					小計															
分担金	条例制定年月日	年 月 日		単独分																					
・	分担金																								
使用料	使用料																								
備 考																強 靱 化 型 ・ 高 度 化 型 （ 改 築 ） の 概 要									

・BOD、COD、SS、DO、T-N、T-P の単位は ppm とする

農業集落排水資源循環促進計画概要表

都道府県名			市町村名							農業集落排水汚泥等の再生資源化に関する計画				
農業集落排水汚泥処理の現状									施設名(処理形態)	施設整備年次	製品量	事業名	資源化フロー	
処理区名	発生汚泥量 (m ³ /年)	汚泥処理方法	汚泥運搬方法	農地還元面積(ha)										
				水田	畑	樹園地	その他	計						
	()													
	()													
	()													
	()													
	()													
	()													
その他の有機物資材の処理の現状									再生資源の利用に関する計画					
有機物資材名		発生量(m ³ /年)		処理方式					再生資源の種類	供給量	流通主体 (販売主体・運搬主体)		利用先	
		[]()												
		[]()												
		[]()												
		[]()												
		[]()												
		[]()												
		[]()												
		[]()												
		[]()												
農業集落排水汚泥等の循環利用に関する基本方針									農業集落排水汚泥等の循環利用スケジュール					
対象となる農業集落排水汚泥等									農業集落排水処理施設の循環促進に関する考え方					
処理区名	汚泥処理量	副資材（資材名、処理量）		処理形態										
									地区名	処理水再利用施設の種類	施設整備年次	利用先		

※第2の2の(3)において、太陽光発電施設の整備を単独で行う場合にあっては、資源循環促進計画の作成、資源循環促進計画の概要表の作成及び提出は省略できるものとする。

農業集落排水資源循環促進計画概要表

都道府県名			市町村名							農業集落排水汚泥等の再生資源化に関する計画				
農業集落排水汚泥処理の現状									施設名(処理形態)	施設整備年次	製品量	事業名	資源化フロー	
処理区名	発生汚泥量 (m ³ /年)	汚泥処理方法	汚泥運搬方法	農地還元面積(ha)					消化ガス発電+ コンポスト施設		〇kg/日	本事業	〇汚泥を資源化するまでのフローを記入 (処理形態ごとにフローを整理)	
				水田	畑	樹園地	その他	計			〇kg/日	〇〇事業		
〇〇	〇△(〇〇%)	焼却埋立処分	バキュームカー						炭化施設		〇kg/日			
△×	△△(〇△%)	〃	〃											
	()								再生資源の利用に関する計画					
	()								再生資源の種類	供給量	流通主体 (販売主体・運搬主体)	利用先		
	()								コンポスト	〇kg/日	〇〇農協	農地(畑地〇〇ha)公園		
その他有機物資材の処理の現状									炭化	〇kg/日	△△社			
有機物資材名		発生量(m ³ /年)		処理方式										
浄化槽発生汚泥		〇〇m ³ /年[×m ³ /年](〇△%)		焼却処分										
その他汚水処理施設発生汚泥		〇m ³ /年[〇m ³ /年](〇×%)		焼却処分										
稲ワラ・モミガラ等		モミガラ〇〇m ³ /年		焼却又は農地還元					再生資源の利用促進方策					
その他有機物資材		〇×m ³ /年		〃					〇再生資源の利用促進に向けた施策を記入(利用促進体制、利用者の合意形成方法、安全確認方法等)					
		[]()												
		[]()												
		[]()												
農業集落排水汚泥等の循環利用に関する基本方針									農業集落排水汚泥等の循環利用のスケジュール					
〇全地区から発生する汚泥をメタン発酵し、発電・熱回収することにより有効活用を図るほか、コンポスト化による緑農地還元を行う。 〇全地区から発生する汚泥を炭化し、土壌改良材として緑農地還元を行う。等									〇汚泥循環利用開始までの施策スケジュールを記入 (再生資源の利用促進方策、資源循環施設整備、普通肥料登録等に係るスケジュール)					
対象となる農業集落排水汚泥等									農業集落排水処理施設の循環促進に関する考え方					
処理区名	汚泥処理量	副資材(資材名、処理量)		処理形態					〇処理水の循環促進に関する当該市町村の基本的な考え方を記入					
〇〇地区	〇〇m ³ /年	生ゴミ〇〇m ³ /年 剪定枝□□m ³ /年		消化ガス発電 +コンポスト										
〇〇地区	〇〇m ³ /年													
□□地区	□□m ³ /年	生ゴミ□□m ³ /年		炭化					地区名	処理水再利用施設の種類	施設整備年次	利用先		
××地区	××m ³ /年	－		焼却					〇〇地区	貯留槽		農地		

農業集落排水資源循環促進計画概要表

項 目	内 容	記 入 要 領
都道府県名、市町村名		都道府県名、市町村名（町村の場合は郡名から）を記入し、ふりがなを付ける。
農業集落排水汚泥処理の現状	農業集落排水施設	既に供用開始している農業集落排水施設について記入する。 発生汚泥量は、1年間に引き抜きを行った汚泥量を記入する。（ ）には汚泥の含水率を記入する。 汚泥処理方法は、し尿処理施設での焼却処分、コンポスト化による農地還元等を簡潔に記入する。 農地還元面積は、汚泥処理方法が農地還元の場合に、対象となる農地面積を記入する。
その他の有機物資材の処理の現状	浄化槽発生汚泥	浄化槽等で発生する汚泥量及び現在の処理方法を記入する。〔 〕には将来予測される発生汚泥量を記入する。（ ）には汚泥の含水率を記入する。
	その他汚水処理施設発生汚泥	漁業集落排水施設、小規模集合排水処理施設等で発生する汚泥量及び現在の処理方法を記入する。〔 〕には将来予測される発生汚泥量を記入する。（ ）には汚泥の含水率を記入する。
	稲ワラ、モミガラ等	農業集落排水施設より発生する汚泥（以下、集排汚泥と言う。）の循環利用に当たって、活用可能な稲ワラ、モミガラ等の発生量及び現在の処理方法を記入する。
	家畜ふん尿	集排汚泥の循環利用に当たって、活用可能な家畜ふん尿の発生量及び現在の処理方法を記入する。
	その他有機物資材	集排汚泥の循環利用に当たって、活用可能な有機物資材（食物残さを含む。）の発生量及び現在の処理方法を記入する。

項 目	内 容	記 入 要 領
農業集落排水汚泥等の循環利用に関する基本方針	対象となる農業集落排水汚泥等	集排汚泥循環利用に関する当該市町村の基本的な考え方を記入する。 集排汚泥の処理の将来構想について、対象となる地区ごとに、集排汚泥の処理形態及び処理量を記入する。 また、併せて処理する有機物資材名及び処理量を記入する。
	農業集落排水汚泥等の再生資源化に関する計画	汚泥の循環利用を目的とした施設毎に、施設整備年次、再生資源の種類・量及び施設整備の事業名を記入する。 また、各農業集落排水施設からの汚泥を資源化するまでのフローを記入する。 他の有機物資材を併せて処理する場合には、そのフローも記入する。 複数市町村による広域な循環利用を行う場合には、当該市町村に係るもののみ記載することとする。 詳細が定まっていない場合には、現時点での基本的な考え方を記入する。
	再生資源の利用に関する計画	再生資源の利用に関する計画を記入する。記入に当たっては、再生資源の種類、供給量、流通主体（販売主体、運搬主体）及び利用先を記入する。 詳細が定まっていない場合には、現時点での基本的な考え方を記入する。
	再生資源の利用促進方策	再生資源の利用促進に向けた施策を記入する。記入に当たっては、利用促進体制、利用者の合意形成方法及び安全性確認方法等を明確にする。
	農業集落排水汚泥等の循環利用スケジュール	汚泥循環利用開始までの施策スケジュールを記入する。記入に当たっては、再生資源の利用促進方策や資源循環施設整備及び普通肥料登録（農地還元する場合）に係るスケジュール等を明確にする。
農業集落排水処理水の循環促進に関する考え方		処理水の循環促進に関する当該市町村の基本的な考え方を記入する。 処理水再利用施設を整備する場合には、地区毎に処理水再利用施設の種類、施設整備年次及び利用先を記入する。

別記様式第5号（別紙1関係）

農業集落排水事業・公共浄化槽等整備推進事業〔個別排水処理施設整備事業〕
連携計画

都道府県名				市町村名				
対象地域の考え方								
集落における し尿処理の現況	処理方式	くみ取り	自家処理	水洗	その他			
	構成比率							
家屋間の最大距離								
最大距離の考え方								
汚泥処理計画								
事業名		農業集落排水事業			公共浄化槽等整備推進事業 〔個別排水処理施設整備事業〕			
地区名								
処理区名								
事業主体								
総事業費								
工期								
供用開始予定								
財源内訳	国							
	都道府県							
	市町村							
	その他							
	受益者							
事業費の内訳 及び処理人口等	事業費の内訳			事業費の内訳				
	処理施設			年度	基数	事業費		
	管路施設							
	雨水排水施設							
	資源循環施設							
	附帯施設							
	その他							
	単独分							
	計							
	計画人口等			処理人口等				
	計画戸数			全基数				
	計画人口			処理人口				
	現況人口							
	維持管理主体							

（注）〔 〕は個別排水処理施設整備事業の場合とする。

農業集落排水事業・公共浄化槽等整備推進事業〔個別排水処理施設整備事業〕
連携計画

項 目	記 入 要 領	備 考
対象地域の考え方	事業計画区域の経済性、地域性等の観点からの一体性について記入する。 なお、計画平面図を併せて添付すること。 計画平面図は、集合処理区域のほか、合併処理浄化槽への切替家屋を明示すること。	
家屋間の最大距離	農業集落排水施設と浄化槽の整備区域を区分するために基本となった家屋間の最大距離について記入する。	
最大距離の考え方	家屋間の最大距離決定の根拠について記入する。	
汚泥処理計画	農業集落排水施設及び浄化槽から発生する汚泥の処理計画について記入する。	
事業名	環境省所管の公共浄化槽等整備推進事業又は総務省所管の個別排水処理施設整備事業のどちらかを記入する。	
供用開始予定	浄化槽については、連携事業計画に位置づけられている施設が全て設置済みになる時期を供用開始予定年度とする。	
財源内訳	金額（千円単位）で記入する。	
事業費の内訳	千円単位の事業費で記入する。	
処理人口	浄化槽の処理人口は、現況人口で記入する。	

別紙 2 農道・集落道整備事業

第 1 定義

農道・集落道整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 既設の農道

次の条件のいずれかに該当する路線又は施設をいう。

- (1) 農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線
- (2) 地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線
- (3) 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき農道として造成された路線
- (4) 農林水産省所管事業以外の事業により補償等のために造成された農道橋又は農道トンネルであって、(1) から (3) までのいずれかの路線に接続しているもの

2 集落道

主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、要綱第 3 の 3 に定める地域内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該地域と有機的かつ密接に連携する道路をいう。

3 中山間地域等

山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」という。）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。以下単に「過疎地域」という。）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）、離島

振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下この別紙において「離島」という。）又は棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域（以下この別紙において「指定棚田地域」という。）をいう。

第 2 事業の内容

本事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1 強靱化型

既設の農道又は集落道について、個別施設計画等に基づく機能保全対策面からの更新整備、機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策、耐震対策又は再編に伴う路線の変更若しくは撤去を行う。

2 高度化型

農業生産性の向上、農産物の輸送コストの削減等のための既設の農道又は集落道の改良を行う。

3 調査計画策定

農道・集落道の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。

第 3 事業実施主体

1 要綱第 4 の農村振興局長が別に定める者とは、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 5 に規定する広域活動組織（以下この別紙において「広域活動組織」という。）とする。

2 集落道の整備にあつては都道府県、市町村及び広域活動組織に限る。

第 4 採択要件

本事業の実施に当たっては、以下の要件によるものとする。

1 強靱化型

（1）個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されており、かつ、以下のいずれかを満たすものであること。

ア 受益面積がおおむね 50 ヘクタール以上（中山間地域等において行うものにあつては、受益面積がおおむね 30 ヘクタール以上）を有し、かつ、農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね 4 メートル以上（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域、離島、振興山村、半島振

興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、車道幅員がおおむね3メートル以上）であるもの

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画で避難路等に指定されている道路及び当該道路に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きいもの

ウ 主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの

エ 施設の再編・集約を行うもの

（2）総事業費がおおむね3,000万円以上（（1）のイ、ウ又はエに該当するものにあつては800万円以上）であること。

2 高度化型

（1）事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上に関する目標の達成が確実と見込まれること。

（2）総事業費がおおむね3,000万円以上であること。

3 調査計画策定

1又は2で定める採択要件を満たす施設を対象としていること。

第5 事業の申請等

1 本事業の実施に当たっては、改良等を行う既設の農道及び集落道を管理する市町村長等（以下この別紙において「市町村長等」という。）は、以下に定める強靱化対策基本方針又は高度化整備基本方針（以下この別紙においてそれぞれ「強靱化方針」又は「高度化方針」という。）及び別記様式第1号に定める計画概要表を作成し、都道府県知事の承認を得て、地方農政局長等に提出するものとする。

（1）強靱化型を実施する場合

市町村長等は、別記様式第2号により、当該道路の利用状況、管理の状況、周辺環境の状況、保全対策の必要性及び将来の管理の方針について定めた強靱化方針を作成するものとする。

（2）高度化型を実施する場合

市町村長等は、別記様式第3号により、当該道路の整備方針や、関連する農業基盤整備等について定めた高度化方針を作成するものとする。

2 強靱化方針又は高度化方針の作成に当たって留意すべき事項は以下のとおりとする。

（1）市町村長等の要請により、対象区域、内容等を勘案し、都道府県知事が強靱化方針又は高度化方針を作成する場合は、当該方針を作成後、都道府県知事が地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) 対象区域が複数の市町村にまたがる場合にあっては、この区域に係る市町村長のうち一つの市町村長が他の市町村長の承認を得て強靱化方針又は高度化方針を作成することができる。
- (3) 既設の農道の改良又は変更を実施する場合にあっては、強靱化方針又は高度化方針は法に基づく土地改良事業計画として定めるものとする。

第6 その他

本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別記様式第 1 号（別紙 2 関係）

										都道府 県名	地域 類型	特殊 地域					
年度農村整備事業（農道・集落道整備事業）										計画概要表							
事業区分										[強靱化型 ・ 高度化型]							
地区名										所在地		事業主体					
事業の目的																	
受益面積等																	
水田										普通畑		樹園地		牧草地		農地計	
受益戸数										山林原野		その他		合計			
事業概要										事業費内訳							
工種		事業量		事業費		備考		工種		規格	数量	単価	金額				
				千円				工事費					千円				
旧事業の実施事業歴		事業名						測量設計費									
		地区名															
		受益面積															
		実施年度															
		事業量															
		幅員(全幅)						船舶機械器具費									
事業費						全体実施設計費											
管理主体																	
地域指定																	
(標準断面図)								国		都道府県	市町村	地元	計				
								事業費負担割合						%			
								負担額									
								工期									
								その他特記事項									

別記様式第2号（別紙2関係）

〇〇地域強靱化対策基本方針

策定年度： 年度
策定主体：
知事認定： 年 月 日

1. 施設の現状と対策の基本方針 （注）

（既設農道の利用状況、管理状況等を通じた課題、解決手法、将来の管理方針等を記載）

2. 地域の概要

①地域状況 （注）

②地域の農地面積 （注）

単位：ha

地域名	水田	普通畑	樹園地	牧草地	農地計	山林原野	その他	合計

③主要農作物の作付状況 （注）

作物名	作付面積（ha）	生産量（t）	精算額（千円）	備考

④地区の農家状況 （注）

集落名	戸数			人口				備考
	総戸数 （戸）	農家戸数 （戸）	農家率 （％）	総戸数 （人）	農家人口 （人）	農業就業 人口 （人）	農業就業 人口比率 （％）	
合計								

3. 整備対象施設

路線名	対象路線の概要				整備 概要	事業実施 希望年度	旧事業歴			備考
	延長 （m）	車道 幅員 （m）	全幅員 （m）	管理者			事業名	地区名	実施 年度	

〇長寿命化等によるコスト縮減額：〇〇百万円

4. 施設の予定管理者及び予定管理方法

路線名（施設名）	予定管理者	予定管理方法	備考

5. 添付資料

（施設状況、利用状況、コスト縮減額等が分かる資料を添付）

（注）農村インフラ整備計画に記載のある内容は、本様式への記載を省略してもよい。

〇〇地域高度化整備基本方針

策定年度： 年度
策定主体：
知事認定： 年 月 日

<整備区域概要図^{（注 1）}>

（整備済み及び整備予定の農道路線、農業振興地域、農用地区域、関連事業等を記載）

事項	内容
1. 整備区域の概要 ^{（注 1）}	（地域概況を記載）
2. 整備区域における農業構造の現況及び問題点 ^{（注 1）}	（地域農業の現状、整備状況及び課題等を記載）
3. 地域における農業の進行方向 ^{（注 1）}	（作付作物及び土地利用体系等を記載）
4. 必要な整備等の内容	（個別施設毎に整備の必要性、整備期間、整備事業費、等を記載）
5. 関連事業の概要	（関連事業地区（施設）毎に、事業名、事業主体、事業概要等を記載）

（注 1） 農村インフラ整備計画に記載のある内容は、本様式への記載を省略しても良い。

（注 2） 変更の場合の記載方法は二段書きとし、変更前を上段（ ）書きとすること。

別紙 3 営農飲雑用水施設整備事業

第 1 定義

営農飲雑用水施設整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）における既設の営農飲雑用水施設とは、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により営農飲雑用水施設として造成された施設をいう。

第 2 事業の内容

1 本事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

（1）強靱化型

既設の営農飲雑用水施設について、機能保全対策面からの更新整備、機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策、耐震、浸水、停電対策、管理システム等の整備又は再編に伴う施設の整備若しくは撤去を行う。なお、取水施設、導水施設、送水施設、浄水施設、配水施設又は給水区域内の防災拠点等までの送配水管路のいずれか一つ以上の施設に対して、部分的に整備することも可能である。

（2）高度化型

農業生産性の向上、農産物の生産コストの削減若しくは 6 次産業化に資する整備又は維持管理の効率化等のための既設の営農飲雑用水施設の整備を行う。

（3）調査計画策定

営農飲雑用水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。

2 本事業の実施において留意すべき事項は次のとおりとする。

（1）営農飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意するとともに、耐用年数の期間内にわたり十分な利用が見込まれるものとする。

（2）人の飲用水等の生活用水については、営農雑用水の水質として水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に定める基準を満たす必要がある場合において付随的に供給できるものとする。

第 3 事業実施主体

要綱第 4 の農村振興局長が別に定める者とは、一部事務組合、農業協同組合等の農業法人及び農業者等が原則としてその構成員の過半を占め又はその資本金（基本財産を含む。）の過半を出資若しくは拠出している団体であって、当該団体の目的、運営方針及び運営資金の調達方法が事業実施主体として適当

と認められるものとする。なお、法人でない団体にあっては、その規約に次の事項が明記されているものとする。

- 1 団体の代表者及び代表権の範囲
- 2 団体の意思決定機関及びその決定方法
- 3 団体の構成員たる資格並びに当該構成員の加入及び脱退に関する事項

第4 採択要件

本事業の実施に当たっては、以下の要件によるものとする。

1 共通要件

末端受益が2戸以上であること。

2 強靱化型

個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されており、かつ、次のいずれかを満たすものであること。

- (1) 給水戸数がおおむね50戸以上であるもの
- (2) 土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第七条に規定する土砂災害警戒区域をいう。）内にあるもの
- (3) 給水区域内に防災拠点等（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画に位置づけられた施設（敷地面積0.3ヘクタール以上の防災拠点又は避難地に限る。）をいう。）となりうる公共施設等が存在するもの
- (4) 施設の再編・集約を行うもの

3 高度化型

次のいずれかを満たすものであること。なお、2の条件を同時に満たす場合においては強靱化型で実施できる対策を併せて実施できるものとする。

- (1) 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること。
- (2) 維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備等、新技術を導入するものであること。

4 調査計画策定

1から3までで定める採択要件を満たす施設を対象としていること。

第5 事業計画

本事業の実施に当たっては、別記様式により、事業実施主体は営農飲雑用水施設整備事業計画を作成するものとする。ただし、事業実施主体となる者の要請により、事業の規模、内容等を勘案し、都道府県知事が作成する場合は、こ

の限りでない。

別記様式（別紙 3 関係）

営農飲雑用水施設整備事業計画概要表

都道府県名					地区名				所在地				前歴事業(地区名)・実施年度							
系統名					施設の															
対象集落名					現況															
区分	戸数 (戸)	人口 (人)	農家		家畜・機械・防除面積等						水源		水量測定		(可能取 水量) 取水量 m³/日	水質状況				
			戸数 (戸)	率 (%)	育苗面 積 (ha)	機械台 数 (台)	農林産 物 (戸)	肉用牛 (頭)	その他			種類	名称	時期		方法	検査年 月日	検査実施機関	飲用の 適否	左の対策
現況																		適・ 否		
計 画																		適・ 否		
	算出根拠											施設計画及び費用の概算								
	給水量算定(ピーク:〇月)											区分	事業費	事業量	構造及び規模	事業主体等				
	計画給水人口・ 家畜等の数量		飲用水 (人)	営農雑用水						小計	合計	千円			事業主体					
			育苗面 積 (ha)	機械台 数 (台)	農林産 物 (戸)	肉用牛 (頭)	その他		負担区分(%)											
									国						県	市町村	その他	受益者		
	日平均 給水量	単位給水量 (L/日)															維持管理計画			
		給水量 (m³/日)															管理主体			
		率 (%)															維持管理費		千円/年	
	日最大 給水量	単位給水量 (L/日)															うち受益 者分		千円	
		給水量 (m³/日)															負担 率		%	
率 (%)																				
	合計														合計					

2. 機能診断結果概要（調査概要、判定区分、劣化原因を記載）

3. 対策の基本方針（強靱化、高度化に係る取組方針を記載）

別紙 4 地域資源利活用施設整備事業

第 1 定義

地域資源利活用施設整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）に係る次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 地域資源利活用施設

バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギー供給施設等及びこれらの附帯施設（自立運転機能を付与する設備を除く。）であって、次に掲げる施設（以下「電力供給対象施設」という。）を対象に電力を供給する施設をいい、農林水産省の助成対象の農業農村振興に資する施設（農業用施設（農業用道路、防風林等農地等の保全又は利用の増進上必要な施設、畜舎、温室、植物工場（閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいう。）、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設、たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具格納庫等農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設）、農産物処理加工施設、新規就業者等技術習得管理施設、地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業・農山漁村体験施設及び自然環境等活用交流学習施設をいう。以下同じ。）に附帯する発電設備を含む。

- （１）土地改良施設等であって土地改良区等が管理する施設（発電事業主体が土地改良区である場合は当該土地改良区が管理する施設に限る。）
- （２）農業農村振興に資する施設（発電事業主体が都道府県、市町村及び第 3 に掲げる事業実施主体である場合に限る。）

2 既設の地域資源利活用施設

次に掲げる農林水産省所管事業等に基づき整備された地域資源利活用施設をいう。

- （１）国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 532 号農林水産事務次官依命通知）
- （２）国営総合農地防災事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 486 号農林水産事務次官依命通知）
- （３）国営農地再編整備事業実施要綱（平成 7 年 4 月 1 日付け 7 構改 D 第 157 号農林水産事務次官依命通知）
- （４）国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 構改 D 第 2056 号農林水産事務次官依命通知）
- （５）農村地域防災減災事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振 2118 号農林水産省農村振興局長通知）
- （６）農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振 2454

- 号農林水産省農村振興局長通知。沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知）において準用する場合を含む。）
- （7）農山漁村振興交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2325 号農林水産事務次官依命通知）附則の 2 の規定により廃止される前の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成 19 年 8 月 1 日付け 19 企第 100 号農林水産事務次官依命通知）
 - （8）農地耕作条件改善事業実施要領（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2070 号農林水産省農村振興局長通知）
 - （9）農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2712 号農林水産省農村振興局長通知）
 - （10）農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号農林水産省農村振興局長通知）
 - （11）農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号農林水産省農村振興局長通知）
 - （12）水利施設等保全高度化事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号農林水産省農村振興局長通知）
 - （13）国の助成を受けずに整備された地域資源利活用施設

第 2 事業の内容

本事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

- 1 既設の地域資源利活用施設の更新整備及び機能強化
- 2 地域資源利活用施設の整備
- 3 地域資源利活用施設の諸条件についての調査等及び施設整備に必要な事業計画の策定

第 3 事業実施主体

要綱第 4 の農村振興局長が別に定める者とは、地方公共団体の一部事務組合、地方公共団体等が出資する法人（地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会のうち、整備する施設等の活用に係る目的及び内容に適した者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できることができると認められる法人に限る。）、地域再生推進法人（地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 19 条第 1 項に定める地域再生推進法人をいう。）、農業協同組合、農業協同組合連合会、一般社団法人若しくは一般財

団法人（農山漁村の活性化等をその目的とする法人に限る。）、P F I 事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 5 項に定める選定事業者をいう。）又は N P O 法人（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 46 号）第 2 条第 1 項に定める農村滞在型余暇活動の推進に関する活動項目が定款で定められており、かつ、事業費に見合う適正な経営体制が確保されていると認められる法人に限る。）とする。

第 4 採択要件

本事業の実施に当たっては、以下の要件によるものとする。

1 次の全てを満たすものであること。

（1）停電時の自立運転機能を付与するものであること。なお、自立運転機能を付与する設備の設置は、単独では実施しないものとする。

（2）次のいずれかを満たすものであること。

ア 電力供給対象施設への電力の直接供給機能を付与するものであること。

イ 市町村等との協定締結等により、災害時の非常用電源として地域で活用することが確認されていること。

（3）（2）イによる災害時の非常用電源として地域で活用する場合を除き、第 2 の 1 及び 2 により整備及び機能強化する地域資源利活用施設で発電する電力を直接又は電力供給対象施設を介して個人所有の設備及び機器等に供給しないこと。

2 第 2 の 2 により整備する地域資源利活用施設のうち太陽光発電施設については、災害等による停電時においても、電力供給対象施設の操作や点検、監視等が行えるよう、1 に掲げる要件に加え、次のいずれかを満たすものとする。

（1）停電時にも電力供給対象施設の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。

（2）電力供給対象施設における所要電力を賄うため、発電電力を施設内の電気設備に直接供給できる機能を有すること。

第 5 事業計画

本事業の実施に当たっては、別記様式により、地域資源利活用施設整備「発電施設」事業計画を作成するものとする。ただし、事業実施主体となる者の要請により、事業の規模、内容等を勘案し、都道府県知事が作成する場合は、この限りではない。

第6 助成

都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により整備された発電施設によって再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。

第7 固定価格買取制度との調整

- 1 第2の2により地域資源利活用施設を整備し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け26農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 1のうち、小水力発電施設を整備した場合における当該施設の管理者は、当該施設による売電により得た収入（1の調整を除いた額）が、必要電力の買電に係る費用、発電施設の運営経費、土地改良施設の維持管理費、土地改良施設の更新費及び再生可能エネルギー施設の建設費の合計額を上回る場合においては、その差額に国の交付率を乗じた額を国庫に納付するものとする。
- 3 1のうち、小水力発電施設を整備した場合における当該施設の管理者は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項に基づく認定を受けたとき、電気事業者との電力受給契約を締結したときは、直ちに次に掲げる資料を都道府県知事を経由して、地方農政局長等に提出するものとする。
 - （1）再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し
 - （2）電気事業者との電力受給契約書の写し
 - （3）小水力発電施設に関する収支計算書

地域資源利活用施設整備「発電施設」事業計画	
1. 地区名	〇〇地区
2. 事業主体	〇〇市
3. 事業の目的 事業の対象とする地域資源利活用施設(発電施設)を設置(又は整備)する必要性を簡潔に記載する。	
4. 事業の内容（以下のいずれかを選択。(複数の施設を想定している場合は施設ごとに整理する)）	
(1) 既設の地域資源利活用施設の更新整備及び機能強化	☐
(2) 地域資源利活用施設の整備	☐
(3) 1及び2の施行に必要な調査及び計画の策定	☐
5. 地域の所在地及び現況	
(1) 地域の所在	〇〇県〇〇市〇〇町
(2) 事業の対象とする発電施設の電力供給対象施設	
1) 土地改良施設等	☐
2) 農業農村振興に資する施設等	☐
1)又は2)がどのような施設か具体的に記載する。	☐
(3) 農業水利施設を活用した小水力発電施設の場合に記載)	
【当該水利施設の状況】	
1) 施設名	〇〇用水路
2) 施設管理者	〇〇改良区
3) 利用状況	
4) 管理状況	
5) 水利権の許可年次	() 年 月 ～ () 年 月
6) 水利権の許可条件等	
6. 発電計画の概要	
(1) 更新整備・機能強化 ※更新整備・機能強化の時のみ記載する。	
【現況の発電施設の諸元】	
1) 再生可能エネルギーの種類別	☐ 太陽光 / ☐ 小水力 ☐ その他(による発電)
2) 最大出力	kWh
3) 年間発電量	MWh
4) 施設所有者	〇〇市
5) 施設管理者	〇〇改良区(管理委託)

6) 固定価格買取制度等の適用の有無		☐ 有 / ☐ 無	
7) 上記買取期間		() 年 () 月 ~ () 年 () 月	
8) 運転開始時期		() 年 () 月 運転開始	
9) 事業名等		〇〇事業(〇〇事業)	
10) 発電 電力や売電 収入の使途	☐	全量売電し、施設の維持管理費等に充当	
	☐	自家消費後余剰電力を売電し施設の維持管理費等に充当	
	☐	自家消費のみ(売電なし)	
	☐	(自家消費の場合、5(2)の電力供給対象施設を介して電力を供給する設備及び機器等があれば具体的に記載) ※個人所有の設備及び機器等への供給は不可。	
	☐	その他(売電収入の使途を具体的に記載)	
11) 施設の設置場所			
例) 太陽光: 野立て、〇〇施設屋根上 小水力: 〇〇水路 等			
12) 老朽化や損傷の状況等			
【事業変更後の諸元に変更がある場合のみ記載】			
13) 最大出力		kWh	
14) 年間発電量		MWh	
15) 施設所有者		〇〇市	
16) 施設管理者		〇〇改良区(管理委託)	
17) 固定価格買取制度等の適用の有無		☐ 有(継続) / ☐ 無	
18) 発電 電力や売電 収入の使途	☐	全量売電し、施設の維持管理費等に充当	
	☐	自家消費後余剰電力を売電し施設の維持管理費等に充当	
	☐	自家消費のみ(売電なし)	
	☐	(自家消費の場合、5(2)の電力供給対象施設を介して電力を供給する設備及び機器等があれば具体的に記載) ※個人所有の設備及び機器等への供給は不可。	
	☐	その他(売電収入の使途を具体的に記載)	
2) 新設整備 ※新規整備の時のみ記載する。			
1) 再生可能エネルギーの種別		☐ 太陽光 / ☐ 小水力 ☐ その他() による発電	
2) 最大出力		0.0 kWh	
3) 年間発電量		0.0 MWh	
4) 施設所有者		〇〇市	

5) 施設管理者		〇〇改良区(管理委託)	
6) 固定価格買取制度等の適用の有無		☐	有(継続) / ☐ 無
7) 固定価格買取制度等の調整等状況		例)「認定済 〇年〇月〇日」や「〇年〇月に認定見込み」等	
8) 発電 電力や売電 収入の使途	☐	全量売電し、施設の維持管理費等に充当	
	☐	自家消費後余剰電力を売電し施設の維持管理費等に充当	
	☐	自家消費のみ(売電なし)	
	☐	(自家消費の場合、5(2)の電力供給対象施設を介して電力を供給する設備及び機器等があれば具体的に記載) ※個人所有の設備及び機器等への供給は不可。	
	☐	その他(売電収入の使途を具体的に記載)	
7. 工事計画			
・事業で実施する工事の内容等について記載する。 例) 〇〇発電施設工事 一式 ・ 〇〇送電施設工事 一式 等			
8. 採択要件の確認			
(1) 採択要件			
【共通】次の1)～3)を満たしている		☐	
1) 次の全てを満たしている		☐	
ア	停電時の自立運転が付与されている	☐	
イ	自立運転機能を付与に加え本体施設の整備・更新等が含まれている	☐	
2) 次のいずれかを満たすもの		☐	
ア	電力供給施設への電力の直接供給機能が付与されている	☐	
イ	市町村等との協定締結等により災害時の非常用電源として地域で活用することが確認されている	☐	
3) 災害時の非常用電源として地域で活用する場合を除き、整備及び機能強化する地域資源利活用施設で発電する電力を直接又は電力供給対象施設を介して個人所有の設備及び機器等に供給しない		☐	
9. 関連する法令及び電気事業者等との協議調整状況			
関連する法令の内容及び許認可の見込みに関する協議状況並びに余剰電力を電気事業者等へ売電する場合の協議調整状況について記載する。			
10. 費用の総額及びその内容			
(1) 事業に要する費用の総額		0 千円	
(2) 内訳等		別紙〇「〇〇内訳表」のとおり	

11. 費用負担の方法				
	国	都道府県	市町村	その他
負担割合 (%又は割合を入力)	- %	- %	- %	- %
負担者	農林水産省	〇〇県	〇〇市	〇〇
12. 関連事業の概要		事業に隣接又は関連して実施する他の事業の概要を記載する。		
13. 施設の予定管理者及び予定管理方法				
(1)事業で実施した施設の予定管理者		〇〇改良区		
(2)事業で実施した施設の予定管理方法		例) 〇〇改良区へ管理委託予定		
14. 工事の着手 及び完了の予定時期		() 年 月 ~ () 年 月		

別紙 5 集落防災安全施設整備事業

第 1 定義

1 農業集落防災安全施設

農業集落の防災と安全を図るため必要な雨水排水施設、斜面崩壊防止施設、風雪害防止施設、防火施設、水路等安全施設、交通安全施設等であり、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条に規定する砂防指定地、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条及び第 4 条に規定する地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域（農林水産大臣が指定する区域を除く。）並びに急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条に規定する急傾斜地崩壊危険区域に係る土砂流出防止、地すべり防止、ぼた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設を除く。

2 既設の農業集落防災安全施設

農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農業集落防災安全施設として造成された施設をいう。

第 2 事業の内容

集落防災安全施設整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）の事業内容は、次に掲げるものとする。

- 1 既設の農業集落防災安全施設について、機能保全対策面からの更新整備、機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策又は撤去
- 2 集落防災安全施設の諸条件についての調査等及び施設整備に必要な事業計画の策定

第 3 事業実施主体

要綱第 4 の農村振興局長が別に定める者とは、一部事務組合、農業協同組合等の農業法人及び農業者等が原則としてその構成員の過半を占め又はその資本金（基本財産を含む。）の過半を出資若しくは拠出している団体であって、当該団体の目的、運営方針及び運営資金の調達方法が事業実施主体として適当と認められるものとする。なお、法人でない団体にあつては、その規約に次の事項が明記されているものとする。

- 1 団体の代表者及び代表権の範囲
- 2 団体の意思決定機関及びその決定方法
- 3 団体の構成員たる資格並びに当該構成員の加入及び脱退に関する事項

第 4 採択要件

本事業の実施に当たっては、以下の全ての要件を満たすものとする。

- 1 既設の農業集落防災安全施設を対象とすること。
- 2 災害が発生した場合に、家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある施設であること。

第5 事業計画

本事業の実施に当たっては、別記様式により、事業実施主体は集落防災安全施設整備事業計画を作成するものとする。ただし、事業実施主体となる者の要請により、事業の規模、内容等を勘案し、都道府県知事が作成する場合は、この限りでない。

別記様式(別紙5関係)

集落防災安全施設整備事業計画概要表

都道府県名			地区名			所在地			前歴事業(地区名)・実施年度		
施設名			施設の								
対象集落名			現況								
系統名	施設概要※1				整備方針・内容						
	区分	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	構造(規模)※2	機能診断結果概要 【判定区分】	対策の基本方針	施設計画及び費用の概算				
							整備内容	主要工事諸元/事業量		事業費	
	現況				(調査概要、劣化原因を記載) 【判定区分:○】	(強靱化に係る取組方針を記載)	保全対策 ・ 更新整備 ・ 機能強化	m か所	千円		
	計画										
	現況						保全対策 ・ 更新整備 ・ 機能強化	m か所	千円		
	計画										
	現況						保全対策 ・ 更新整備 ・ 機能強化	m か所	千円		
	計画										
↑↑↑↑ 必要に応じ行追加	現況						保全対策 ・ 更新整備 ・ 機能強化	m か所	千円		
	計画										

費用負担	事業費合計		負担区分(%)					維持 管理 計画	管理者	管理方法
			うち国費	国	県	市町村	その他			
	0	千円	0	千円	50					

※1 計画平面図を添付すること(系統ごとの施設位置が分かるように記載。延長等、概要を記載。)。
※2 構造決定の根拠となる資料の概要を添付すること(様式自由)。

別紙6 計画策定等事業

第1 事業の内容

計画策定等事業（以下この別紙において「本事業」という。）の事業内容は、次に掲げるものとする。

1 施設計画策定事業

施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とした要綱第2の1から5までに掲げる事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な整備方針（農業集落排水施設にあっては別紙1で定める維持管理適正化計画をいう。）の策定を行う。

2 機能保全計画策定事業

農村インフラ施設の機能保全計画（農業集落排水施設にあっては別紙1で定める最適整備構想をいう。）の策定（機能保全計画の策定に必要な当該施設の点検・機能診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む。）を行う。なお、機能保全計画策定事業において策定する機能保全計画では、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 対象施設
- (2) 計画期間
- (3) 対策の優先順位の考え方
- (4) 個別施設の状態等
- (5) 対策内容と実施時期
- (6) 対策費用

3 農業集落排水汚泥農地還元推進事業

別紙1第1の1で定める農業集落排水施設で発生する汚泥（以下第3の3の(1)において「農業集落排水汚泥」という。）の肥料利用等による農地への還元を推進するために必要な調査・調整、技術的検討及び計画策定を行う。

第2 事業実施主体

要綱第4の農村振興局長が別に定める者とは、別紙1から5までにおいて定める事業実施主体とする。

第3 採択要件

本事業の実施に当たっては、以下の要件によるものとする。

- 1 施設計画策定事業を行う場合にあっては、当該事業費が200万円以上であること。
- 2 機能保全計画策定事業を行う場合にあっては、別紙1から5までにおいて

定める採択要件（事業費に関するものを除く。）を満たす施設を対象としていること。

3 農業集落排水汚泥農地還元推進事業を行う場合にあっては、以下の要件によるものとする。

（１）農業集落排水汚泥の農地への還元に取り組んでいる又は取り組む予定であること。

（２）事業完了後は、資源循環促進計画の内容を点検し、必要に応じて見直しを行うこと。

（３）当該事業費が 200 万円以上であること。

第４ 施設計画策定事業計画

事業実施主体は、第１の１の事業を実施しようとするときは、別記様式第１号により、施設計画策定事業計画を作成するものとする。

第５ 農地還元推進事業計画

事業実施主体は、第１の３の事業を実施しようとするときは、別記様式第２号により、農地還元推進事業計画を作成するものとする。

別記様式第 1 号（別紙 6 関係）

施設計画策定事業計画

地区名			都道府県名			計画主体			備考
所在地			工期						
調査目的									
調査概要									
地域等の状況									
事業内容及び費用負担	事業内容	数量	費用負担（千円）				計		
			国費	都道府県費	市町村費				

別記様式第 2 号（別紙 6 関係）

農地還元推進事業計画

地区名			都道府県名		計画主体		備考
所在地			工期				
事業目的							
事業概要							
地域等の 状況							
事業 内 容 及 び 費 用 負 担	事業 内容	数量	費用負担（千円）				
			国費	都道府県費	市町村費	計	